

# 令和8年度公開プロセス結果（概略版）

府省庁名 厚生労働省

事業名 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業（テレワーク普及促進等対策）

## 事業の概要

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の①～③を実施している。

- ①テレワークに関する企業等からの相談対応及びコンサルティング等の実施
- ②企業向けにテレワーク時の労務管理等のポイントなどを紹介するセミナーやテレワークによってワーク・ライフ・バランスを実現する先進企業等の表彰の実施
- ③中小企業事業主に対するテレワーク制度導入等の助成

## 公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」※

※「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」において示された、国民からのご提案を踏まえた各府省庁における自己点検の視点。  
（参考）各府省庁における要求・要望に向けた自己点検

- 政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき

## 有識者からの主な指摘事項

- コロナ禍を契機としてテレワークの普及が大きく進んでいる現状において、引き続き国が費用をかけてテレワークの導入を支援することの必要性を検証し、廃止を含め十分に検討すべき。その上で、今後さらにテレワークの導入を支援すべき事務・事業がどの程度存在するのか（伸びしろ）について改めて検証を行い、国として推進していく理由を明らかにし、事業規模をそれに対応したものと見直すことを検討すべき。
- 相談・コンサルティングはその機能を果たしていると認められるが、コンサルティングを受けた企業が実際にテレワークの導入・定着や生産性向上に結びついているかなどを定量的に把握することを検討すべき。
- 特に人材確保等支援助成金（テレワークコース）については、支給実績が低迷しており、テレワーク制度導入へのインセンティブとなっているか懸念があるため、令和7年度における支給要件の見直し等の効果について速やかに評価を行った上で、縮小・廃止を含めた抜本的な見直しをするべき。